


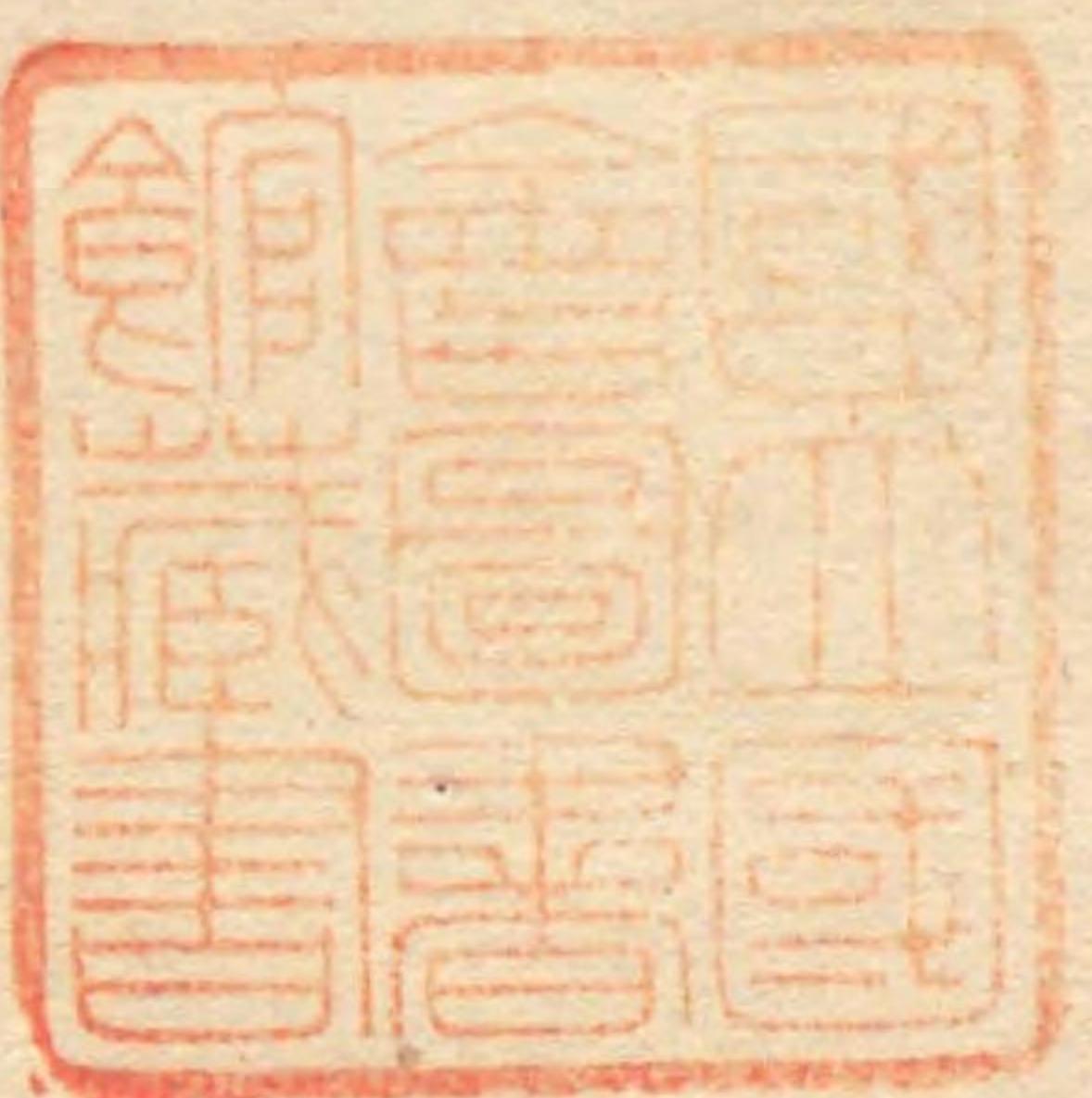


前田本日本靈異記解說

184.9  
Ke116n2



前田本日本靈異記解説



O146

支部大倉山

日本靈異記詳しく云へば日本國現報善惡靈異記三卷は、平安朝の初には或  
延暦年間（ひ）或  
は弘仁年間（ふ）薬師寺の僧景戒の撰する所にして、雄略帝より嵯峨帝に至  
る朝野の因果應報談を輯錄したるものである。上巻は合示善惡表縁卅一  
條、中巻は合示善惡表縁四十二條、下巻は合示善惡表縁卅九條となつてゐる。  
いづれも素朴なる漢文を以て記されたる説話集にして、後世の所謂説話文  
學の濫觴をなすものとして、文學史上に著名である。

今尊經閣叢刊昭和辛未歲刊行の一として複製したる日本靈異記は、原本  
前田侯爵家の祕藏に係るものである。

前田家の原本は、上中の二巻を闕く下巻のみの殘缺本にして、墨付すべて

五十六枚、白紙一枚より成る。料紙は縦約八寸六分、横五寸一分の強靭なる純楮紙を用る、半面七行、一行約二十一二字位に書かれてゐる。複製本にはあらはれてゐないが、行間にはすべて白堦を施す。表紙は本文とは全く異り、奉書様の紙に認めたる消息に白紙を以て裏打をなし、その背面を表にして折り重ねたるものであつて、左端上に「日本國靈異記卷下」とあり、右端下に同筆にて「傳領頼岑」とある。蓋し所持者頼岑と云へる人の附せしものであらう。その時代は明かでないが、裏表紙の内面に康永三年正月自十八日の日附見ゆれば南北朝より室町初期に至る頃のものならんか。卷首の第一葉は第二葉の白紙と共に白堦が施されて全く本文の用紙に連り、後人更に白紙を以て裏打をなしたることはあることは、蟲損が修理され紙質が厚くなつてゐることによつて知られる。左端上に「日本國善惡現報靈異記下」とあつて、本文内題と同筆なるやに思はれる。これは恐らく最初より原本に附せられたる表紙であらう。卷尾には

嘉禎二年丙申三月三日書寫早右筆禪惠

とあり、末葉右端の下に「金剛佛子源秀之」とあり、同じく左端の下に別筆にて心蓮院とある。蓋し本書は嘉禎二年禪惠といへる人によつて書寫せられ、後源秀といへる人の所有に歸し、更に頼岑とよぶ人の手に渡つたものであらう。なほ卷首には「仁和寺心蓮院」の朱印があり、卷尾には前記の如く心蓮院と記してあつて、もと仁和寺の所藏であつたことが分るが、前記源秀・頼岑等と仁和寺との關係は不詳であり、その傳來の事情も一切不明である。本書が前田家に入りたるは、明徴なけれども、恐らく松雲公五代の時であらう。

二

日本靈異記には古本が甚だ少い。狩谷掖齋は、高野山金剛三昧院藏本上中下三尾張國大須真福寺藏本を得て校訂し、所謂校本日本靈異記三卷を作り、別に攷證三卷を著した。真福寺本は國寶に指定せられて現存し、高野山本は今所在不明であるが、建保二年の書寫に係るもので、その轉寫

本より上質麥土の三手文庫その也に載せらる。

10

本が上賀茂社の三手文庫その他に藏せられる。  
前田家本は前記二書とほぼ同様の古き時代に書寫されたものであり、披  
齋の博學精查を以てしても知られなかつたものである。近代に至り故木  
村正辭氏によつてはじめて世に紹介せられ觀齊その後靈異記そのものの  
成りし年代の考證に聯關して、しばしば引用論議さるるに至つた。しかし  
前田家本は未だ普く世に知られず、なほ研究考證を要する幾多の問題を殘  
してゐる。これ即ち本書を複製したる所以である。

三

前田家本に於て第一に注意すべきはその目録についてである。掖齋の校本に合示善惡表縁卅九條とあるは、三手文庫本と同じく卅八條となつてゐる。又掖齋本「依妨修行人得猴身縁第二十四」は前田家本の目録にならない。従つて二十四以下掖齋本よりも一つづつ順位を繰り上ぐる結果となつてゐる。而して此順序は、本文と全く同一である所から考へると、他本の目録をそのまま轉寫したものではなく、前田家本そのものによつて立てられたものであると推定される。又目録に示された各説話の題目と、本文中に示されたそれとの間には、相互に文字の異同がある。これ等の事實は、靈異記の目録の成立に關して、考證に値するものと云はねばならぬ。

次に注意すべきは内容であるが、前記掖齋本第二十四は、前田家本に於て  
は「智行並具禪師重得人身生國之皇子縁第卅八」掖齋本の次にあり、しかも第  
卅九となつてゐる。目録にはこゝ又掖齋本「災與  
前田本 善  
ナシ 表相先現而後  
其災善前田本 答  
前田本 若 被縁第卅八前田本 中に載せたる二つの説話の中、前の  
「夫善與惡之表相云々」は前田家本に無い。又前田家本第三十九の中に「昔有  
一僧云々」の説話が混入して來てゐるが、これは掖齋本上巻「聖德皇太子示表  
縁第四」の中に含まれてゐる第二の説話である。かく一つの題目の中に異  
種類の説話が二つ以上存すること、及びそれ等の説話の挿入された場所が  
本によつて異なるといふ事實は、景戒の原本に各説話の題目が確定されてゐ

なかつたらうといふ想像に多少の根據を與へるかも知れない。  
次に前田家本に於て注意すべきは、本文に朱點の加へられてゐることである。前田家本に於ける朱點は、序文の中途よりはじまり、目録を除いて第一・第二・第三につづき、第四の最初一行のみで、以下全くない。按ふにこれは釋讀の便宜上後人の附したるものであらう。

前田家本卷三十

其次に注意すべきは、本文中の傍に送假名や假名の訓み方等が附してある

ことである。す但し目録、第七・第廿一・第廿三・第廿五(掖齋本廿六、以下これに準

及び假名)等の假名の訓には、所謂訓釋字多く一音一字の漢と全く一致しないものがある。恐らく朱點と共にも原本に無くして後に便宜附せられたものと思はれる。

次に前田家本に於ては、訓釋の出し方に二様の種類のあることが特に注意せらるべきである。即ち掖齋本「依妨修行人得猴身縁第二十四」とある説話前田家本は卷末にありを堺として、第二十三以前と、第二十五前田家本以後との二者

に分れて、訓釋の様式が異なるのである。前半には掖齋本の如く獨立した訓釋が本文の後に立ててないが、傍註又は割註として漢字の訓釋が施してある。後半にはかかる傍註若しくは割註の無い代りに、掖齋本の如く訓釋が説話の後に獨立してゐる。尤も前半第三・第五・第六・第十二・第十四・第十五・第十六・第十七・第二十・第二十一等には全然訓釋なく、後半第二十七・第三十一・第三十八・第三十九以上前田家本の順序等には、掖齋本に存する訓釋が前田家本に存しない。しかし大體に於て二十四を堺として前後の兩部に區別することが出来る。

次に掖齋本には説話の終に「讚曰」「其斯謂歎矣」「奇異之事矣」等の類型的な文辭があるが、前田家本に於ては前記第二十四を堺とする前半にはこれが全く無く、後半にはこれがあるのである。即ち前田家本の後半はほぼ掖齋本の體裁に等しく、前半は全く異なる本と云はねばならぬ。この第二十四といふ所は、分量上半分の箇所であり、高野山本にも證による改三手文庫本にも

八

後半の部分は悉く缺脱してゐるのであるから、この半分の個所を堺として、前後各異系統の二つの部分が合して前田家本をなしたと見るべきではなからうか。さすれば前田家本は日本靈異記原典の組織について、一つの新事實を提示するものと云はねばならぬ。

四

前項に於ては掖齋本と前田家本との形式上の差異について述べたが、内容上にも異同が少くない。概して前田家本の文章は掖齋本のそれに比して簡約であることが多い。例へば掖齋本「被觀音木像之助脫王難縁第七」の終に

流然後不久召上令官而多磨郡少領所任也逢難所張曳其眼獨殘也山繼  
脫斂全命之者觀音助救也故於已作善功德發信至心卽大歡喜被助脫災  
故

とあるが、前田家本には黒點の部分が全くないのである。かくの如く説

話の末部に於て特に甚しい相違のあるのは前田家本の特徴である。

第卅五  
本前  
廿田  
四家  
に、

部宛

とあるが、前田家本では黒點の部分を脱してゐる。これは已に専門研究家の指摘したるが如く、前田家本の脱文であることは宛の字のあることによつて明かである。又前田家本の卷末なる「伊預國神野郡部内有山云々」の説話は「聖武太上天皇之御世又同宮九」までで中斷して終つてゐる。このままでは意味をなさない。掖齋本にあるが如き約十九行の文章が脱落したのである。前者の如きは書寫の際の誤に因るものと思はれるが、後者の如きは、前田家本の原本に全然不明であつたか、又は已に缺脱して分らなくなつてゐたか、そのいづれかであらう。これ等から推して見て、卷首なる序の

部分にも相當の誤脱があらうと想像される。

次に前田家本後半の訓釋を掖齋本のそれに比するに異同が甚だ多い。例へば掖齋本「髑髏目穴」等掲脫以祈之示靈表縁第廿七」前田家本廿六の訓釋の文字を前田家本に比すれば

(掖齋本)<sup>(8)</sup> 擦取<sup>(1)</sup> 次宿<sup>(9)</sup> 蘆遠<sup>(10)</sup> 環九<sup>(2)</sup> 飼可禮<sup>(3)</sup> 動須名皮<sup>(4)</sup> 霄晦<sup>(5)</sup> 都支已<sup>(6)</sup> 操取<sup>(7)</sup> 悸留<sup>(8)</sup>  
前田家本<sup>(1)</sup> 筍タ<sup>(2)</sup> 揭奴支<sup>(3)</sup> 脱<sup>(4)</sup> バナチテ<sup>(4)</sup> 次宿也<sup>(14)</sup> 隙クサル<sup>(11)</sup> 惣シカシ<sup>(5)</sup> 飼可禮<sup>(6)</sup> 動母須<sup>(6)</sup>  
波禮<sup>(7)</sup> 霄夜也<sup>(8)</sup> 操取也<sup>(9)</sup> 控引也<sup>(10)</sup> 讓ユツル<sup>(12)</sup> 悸然恐也<sup>(13)</sup> 擦取也

右の如くである。兩者に摘採するものは、擦・次・環・餉・動・霄・操の七語で、共通せざるもののは筍・蘆・晦・揭・脱・惣・控・讓・憮・憮然の十語である。此によつて訓釋の語彙は、一定せるものにあらざる事が明かである。又右兩本の語彙の順序を本文のそれに比較すれば右肩の數字が本掖齋本には三箇所の錯亂があり、前田家本には二箇所の錯亂がある。これによつて靈異記訓釋は、諸本とともにその順序の正確ならざることが分るであらう。しかしてこれ等の事

實は訓釋そのものが景戒の原作にあらず、前田家本前半に見るが如き本文中の傍註又は割註として存せしを、後便宜摘出集成したものであるといふ推定の一證となすことが出来るかも知れない。

次に前田家本の本文中には、掖齋本の誤脱を訂正し得るものが甚だ少くない。今假りに前記第廿七の訓釋について考へて見るに、掖齋本には「動」に須・名・波・三・无・とあり、掖齋は「訓釋不可讀恐有誤」と云つてゐるが、これは前田家本に夜々母須・禮・波・とあるのが正しいのである。又掖齋本には「憮然留也」とあり、本文中には「憮然」とある所から掖齋は「疑誤字」と云つてゐるが、これは前田家本に「憮然恐也」とあるのが正しいのである。

次に前田家本の本文中には、掖齋本のそれによつて訂正されなければならぬ所も少くない。例へば第十三に「鉢盤饅食云々」であるべきを「鉢飯盛饅食云々」となすが如き、又第十五「諾樂京活目陵」とあるべきを、「諾樂京洛目陵」とあるが如き、又三十二<sub>三十三</sub>「掖齋本」の訓釋に「炳然伊知之」とあるべきを「臻伊呂知」

之」とあがる如きは、明かに前田家本の誤である。かくの如く前田家本にも誤脱と思はれる部分が少くないが、全體的に見れば概して本文正しく掖齋本を補正すること渺少ならざるものがある。殊に掖齋本に示されたる訓釋中には誤謬甚だ多く、到底そのままに從ふべからざるものであるが、前田家本にはこの部分に於て特に誤脱を有しながら、しかもなほ從ふべきものも甚だ少くないのである。

## 五

前田家本に關して最後に言ふべきは、卷首序文のはじめに所謂逸文として諸本に無き部分の存することである。

元來靈異記下巻の序の首部に闕脱の存する事は、掖齋が攷證に於て原本後人記云卷首闕失十行許此序高野本逸脱無由校補今空一行以見其缺

と指摘した通りであるが、前田家本にはこの部分に次の一文が存するのである。

## 諾樂右京藥師寺沙門景戒錄

夫善惡因果者著於內經吉凶得失載諸外典今探是賢劫尺迦一代教文有三時一正法五百年二像法千年三末法萬年自佛涅槃以來迄于延曆六年歲次丁卯而逕一千七百廿二年過正像二而入末法然日本從佛法僧通以還迄于延曆六年而逕二百卅六歲也夫花咲無聲鶴鳴無淚觀代修善之者若石峯花作惡之者似土山毛匪磧因果作罪以比無目之人履<sub>不也</sub><sub>者也</sub>失之兮虎見尾嗜名利致生<sub>如也</sub>疑善根惡報過來如鏡託鬼之人抱毒蛇莫朽之向

以上の百八十九字<sub>前田家本</sub>にて九行餘には、難解不明な部分もあるが、とにかく掖齋本の缺を補ふものとして、前記木村氏が初めて世に紹介されたものである。掖齋本にはこの部分がなく、別項の訓釋中に、諸祀頃・甘・嗜・疑・鳥等の語彙をあげており、攷證に「諸字無所罹係蓋皆在卷首缺文中也」と云つてゐる。近頃その部分を後人の補筆とする説があつて、種々の考證が加へられてゐる。

今は等の諸説の當否を吟味する暇はないが、いさきかこれに關して一言を費したい。前田家本は前項に於て述べたる如く、掖齋本に比して文章も簡約であり、又所々脱文さへも少くない。まして原本の損傷甚しかりしと思はれる右百八十九字の中に、全然誤脱なしとは想像されないのである。のみならず掖齋本の訓釋には、掖齋が攷證の第三十三前田家本廿二に於て「訓釋不可讀恐有誤」と云ひ、又訓釋本條無所權係或他條訓釋錯亂在此也」と云つたやうに、至る所順序の錯簡や誤脱混入があつて、前田家本の本文と一致しないのであるから、單に兩者の比較によつて直ちにこの部分が偽作であると斷定することは困難ではなからうか。まして掖齋によつてあげられた六字中、諸「疑」「鳥」の三字は存し、「曉」は「嗜」の誤字であると思はれるから、結局見えないのは「祀頃」と「甘」との二語にすぎない。この二語を含む文章が百八十字中に脱落してゐるかも知れず、或は訓釋中に誤脱があり、他條の訓釋が混入してゐるかも知れない。又景戒の傳記に基く考證もあるが、これも


解釋によつて如何様にも云へることであらう。要するに偽作説の當否は、將來猶一層の考證を要するではないかと思はれる。


右の如く前田家本卷首の一文は、専門研究者間に種々論議されたが、しかし假りにこの部分が偽作であることが確實であるとしても、これがために前田家本の價值は寸毫も否定せらるべきではない。なぜならば鎌倉初期に於て、かくの如き補筆の試みられてゐたことは、當時已にこの序文が闕如せるに満足せずして補筆を必要とするに至れる事を示し、しかもその事情は靈異記原典の發展に關してはきはめて重要な問題であるからである。のみならず前田家本そのものは、書寫年代も古く、掖齋もまた未見の書であり、諸本と相違する箇所も甚だ多く、傳本乏しき靈異記研究上貴重なる新資料たるはほんぞ疑ふ餘地のない所である。今複製する所の本にして、幸ひに原本の眞面目を傳へ、學者研究の参考ともならば、本財團の欣幸これに過ぎぬのである。


昭和六年九月

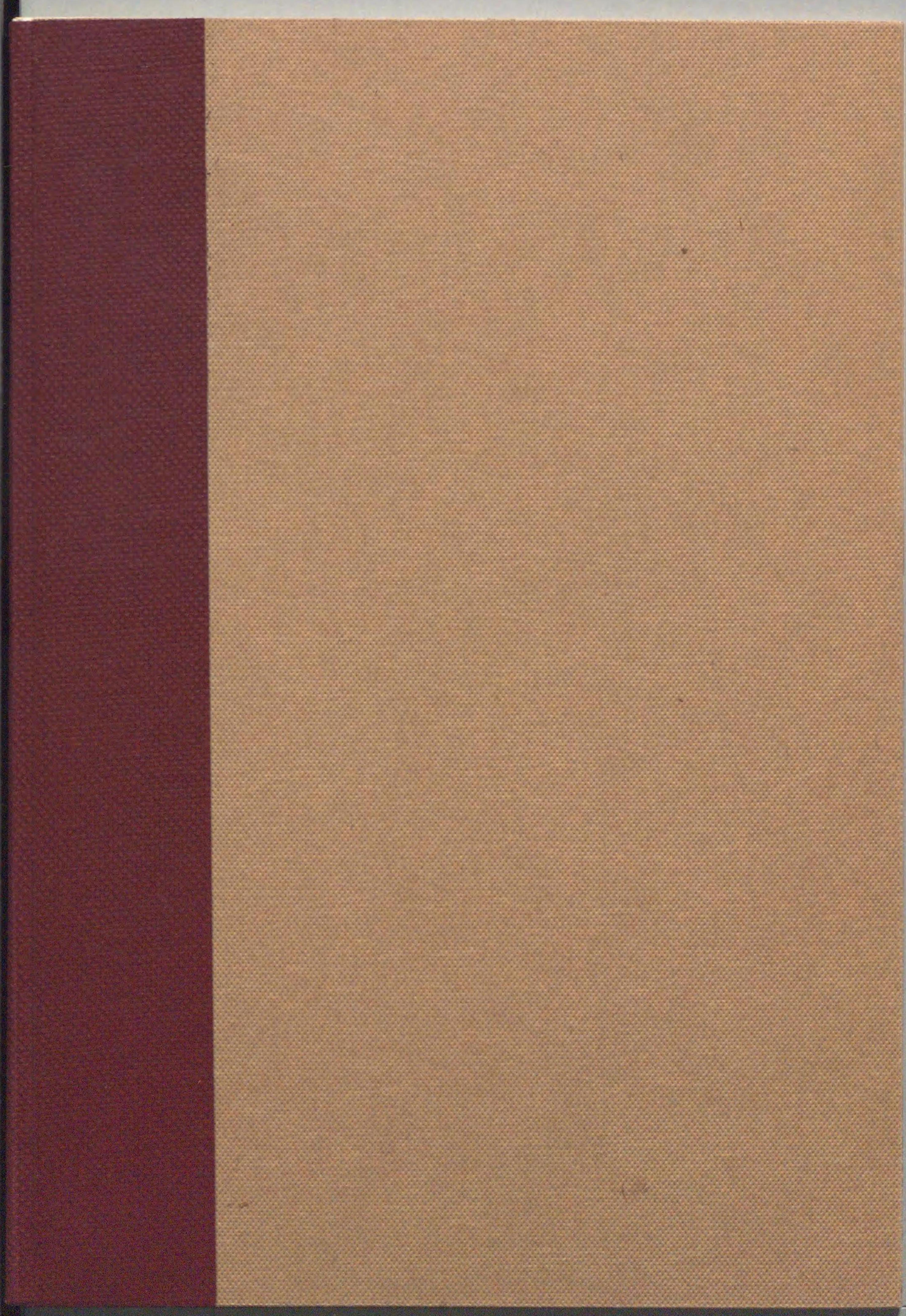
一六

は古風本の真言目を序で學書用於の禁書と云ふ。一卷本の如きは古文  
殊する事有り。蓋是教義の外に滅すある。本所置を今南極本の如きは  
古本と跡を付けて讀書を書く。附本生へ忠誠院釋會主貴重と讀書  
を告ひ。今御用達本の如きは讀書本と付せん。本も付せん。改爲  
大變更。讀取書は御用達圖子で御り。以て需要不讀取書を付せん。改  
變あり。讀取書を付す御用達書を付せん。不變此御用達本も付せん。  
以體づきとの感を解説の體を失ひ。又御用達書を付せん。御文。御威  
御用達本の讀取書を付す御用達書を付せん。御文。御威。御體









日本國靈異記卷下

184.9-Ke116n2



\*1200500386440\*

(集約済)

2 冊

印行日五十一年六月一十年六月和熙  
行發日十二月一十年六月和熙

不許複製

尊經閣叢刊辛未歲配本（非賣品）

東京府荏原郡目黒町大字上目黒字駒場八六一

前田侯爵邸内

發行者 前田侯爵邸内

育財團

東京府豊多摩郡大久保町大字東大久保三七一

右代表者 理事 石黒文吉

東京市京橋區銀座西三丁目三番池

株式會社

審美書院

